

仮設住宅建設候補地の意向調査 Q&A

区分	Q	A
制度	登録目的	南海トラフ地震後に仮設住宅が建設可能と想定される場所が市有地（公園等）だけでは不足しているため、協力いただける場所を探しています。現時点で貸し借りを判断する必要はなく、震災後に相談させていただき連絡先として登録しておくものです。
	登録要件（面積）	500㎡以上の場所を探しています。
	利用制限	所有者の利用を制限するものではありません。定期的に利用状況を確認させていただくことがあるかもしれません。
	借上げ料	現時点で決まっていません。 （例えば固定資産税相当額で借り上げる方法と無償でお借りして固定資産税を減免する方法が考えられます。）
	借上げ期間	原則として2年間ですが、状況次第では延長をご相談させていただくことがあります。
	登録要件（平地）	震災後すぐに建てる必要がありますので、平地を探しています。土地に多少の高低差はあってもかまいませんが、山など大規模な造成が必要なところは対象外です。
	農地への建設	仮設住宅は災害時の応急対応として位置づけられており、農地でも建設が可能となっています。
	長期浸水地域	震災後の状況によりご協力をお願いすることがあるかもしれませんが、現時点で除外することは考えておりません。
建設	住宅の仕様	現時点で想定されるのは、平屋建てのプレハブ住宅です。基礎は原則として杭打ちですが、現地の状況により判断させていただきます。
	復旧作業	借上げ前の状態へ復旧に努めます。土地の状況により、事前にご相談させていただきます。
手続き	登録方法	ご連絡をいただけたら現地確認をさせていただきます。建設が可能と想定される土地でしたら、別途「申出書」をお出しいただくようになります。
	登録取り消し	活用や売買等で候補地を取りやめる時は、ご連絡ください。登録を取り消し、「申出書」をお返します。